

2011 年度 各分科会における年度目標の中間評価（抜粋）

（平成24年2月3日点検評価部会実施、平成24年5月11日評価公表）

2011 年度の目標として各分科会で設定された年度目標について、厚生労働省が実施した中間的な自己評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は2011年12月時点で把握できる直近の各種指標（概ね2011年4月～10月頃の数値）に基づいて行った。

（経済の動向等）

日本経済の動きをみると、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているが、東日本大震災の影響に加え、海外景気の下振れや為替レート・株価の変動等によっては、下振れするリスクが存在している。雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況である。これに対応して政府は、震災からの復興段階に向け、第三次補正予算を踏まえた「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3や「円高への総合的対応策」の実施を行ってきたところである。

（各分科会において設定された年度目標の動向）

◎ 年度目標が設定された39の指標のうち、2011年12月時点で中間的な動向を把握できる指標28である。このうち、中間評価段階での実績や昨年度推移からの今後の伸びを考え、現時点で半数以上の指標の達成を見込んでいる。目標達成のために、引き続き各施策の着実な実施に取り組むことが必要である。主な指標の動向は以下のとおりである。

○ ディーセントワーク

年次有給休暇取得率や週労働時間60時間以上の雇用者割合の改善については、職場意識改善助成金や労働時間等設定改善推進助成金の支給が行われている。また、労働者災害については、墜落・転落災害防止のための安全設備マニュアルの作成や集団指導、被災地域におけるがれき処理や解体工事の現場に対する安全衛生パトロールなどが行われている。

週労働時間60時間以上の雇用者割合は、わずかに前年同期を下回ったが、目標達成に向けては一層の取組が必要である。震災で被害を受けた建物の改修工事等での墜落災害、小売業、社会福祉施設など第三次産業での高年齢労働者の転倒災害等の増加により、労働災害発生件数は前年同期を上回っている。

今後は、年次有給休暇の取得促進及び長時間労働の抑制については、働き方・休み方の改善のためのコンサルタントや助成金制度を活用し、特に長時間労働の抑制等に向け改善を図る必要がある業種等に重点化を図り、個別の助言・指導、助成金の支給を行うことが必要である。また、労働災害については、各労働局で労働災害発生状況を分析し、対策を見直すとともに、被災地においては、復興工事が本格化することから、工事の関係者相互の連絡協議会を行うための枠組みの構築などを通じて、復興工事に伴う労働災害防止対策に万全を期すことが必要である。

7 ディーセント・ワーク

関連する2020年までの目標

- 年次有給休暇取得率:70%
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減 ※10%(2008年)を基準
- 労働災害発生件数3割減 ※119,291件(2008年)を基準
- メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%
- 受動喫煙の無い職場の実現

項目	2010年度実績	2011年度目標	2010年度実績 (4~10月)	2011年度実績 (4~10月)
①年次有給休暇取得率 ※1	48.1% ※4	51.3%	-	-
②週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ※2	9.4% ※4	9.0%	9.5% (1~10月)	9.4% (1~10月)
③労働災害発生件数	107,759 ※4	前年比5%減 ※震災を直接の原因とした災害を除く	65,257 (1~10月)	66,594 (1~10月※震災を直接の原因とした災害を除く)
④メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% ※5	労働政策審議会の建議を踏まえ 所要の見直し措置を講じる	平成22年9月に職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書を取りまとめて公表。報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、平成22年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。	・労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱を平成23年10月に労働政策審議会に諮問し、答申を得た。
⑤受動喫煙のない職場の実現 ※3	46% ※5	労働政策審議会の建議を踏まえ 所要の見直し措置を講じる	平成22年5月に職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめて公表。その報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、平成22年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。	・労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱を平成23年10月に労働政策審議会に諮問し、答申を得た。

※1【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成23年)】常用労働者数が30人以上の民営企業における、全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)

※2【総務省「労働力調査」(平成22年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合

※3「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

※4 2010年調査(目標は暦年設定)

※5 直近の実績値(2007年)

現状分析

①年次有給休暇取得率

年次有給休暇取得率は、1993年の56.1%をピークに低下し、2000年には50%を下回り、2009年47.1%、2010年48.1%と、近年も同様の水準で推移している。約3分の2の労働者が「みんなに迷惑がかかる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などを理由に、年次有給休暇の取得にためらいを感じており、取得率の向上のためには、年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりが課題である。

②週労働時間60時間以上の雇用者の割合

週労働時間60時間以上の雇用者割合は、2004年の12.2%をピークとして減少傾向にあったが、近年2009年の9.2%から2010年に9.4%となり、2011年も9.4%(1～10月)となっている。その要因としては、金融危機の影響で2009年の労働時間が大幅に減少(前年比0.8ポイント減)した後の景気回復で労働時間が増加に転じる中、恒常的な長時間労働が脳・心臓疾患をはじめとした健康障害や重大な事故につながる過重労働の一因となることについて、理解が十分に深まっていなかったことなどが考えられる。

③労働災害発生件数

我が国の労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少傾向にある。しかし、2010年は対前年で2,041人(1.9%)増の107,759人となり、2011年についても10月末現在の速報値で、3月の東日本大震災を直接の原因(勤務中に津波にのまれる等)とした労働災害の1,547人を除いたとしても、対前年で1,337人(2.0%)増となっている。よって、労働災害が平成22年の数値を更に上回り、2年連続で増加となることが懸念される。この増加の要因としては、震災で被害を受けた建物の屋根の改修工事等での墜落災害や小売業、社会福祉施設などの第三次産業での高年齢労働者の転倒災害の増加などが挙げられる。

④メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

国内の自殺者数は、13年連続で3万人を超え、このうち約8600人が労働者であり、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は2600人に達している。また、強いストレス等を感じる労働者は約6割にのぼり、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。しかしながら、心の健康対策(メンタルヘルス対策)に取り組む事業所の割合は2007年の33.6%から2010年の50%に改善しているが、引き続き事業場での取組を進める必要がある。

⑤受動喫煙のない職場の実現

職場における受動喫煙防止対策は、2005年の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」の発効から7年を経て、国際的な動向として規制の強化が進んでいる。その中で我が国でも受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景に、労働者の意識が向上している。それにもかかわらず、「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかを講じている事業者の割合は64%(2010年)となっている。依然として職場では十分な受動喫煙対策が講じられているとは言い難い状態にあり、対策を強化する必要がある。

関係施策の状況

①年次有給休暇取得率及び②週労働時間60時間以上の雇用者割合

○職場意識改善助成金

中小企業が、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成。

・2010年度 1,195件支給

・年次有給休暇取得率 実施前37.8% → 実施後51.3% (13.5ポイント上昇)
(2008年度) (2010年度)

・所定外労働時間数 実施前169.3時間 → 実施後131.1時間 (22.5%削減)
(2008年度) (2010年度)

○労働時間等設定改善推進助成金

中小企業の事業主団体が、労働時間等の設定改善を図るため、傘下の事業場に対してセミナーの開催や巡回指導等を団体として実施した場合に、これに要した費用を助成。

・2010年度 29団体支給

・年次有給休暇取得率 実施前31.7% → 実施後36.5% (4.8ポイント上昇)
(2009年度) (2010年度)

・所定外労働時間数 実施前163.6時間 → 実施後132.2時間 (19.2%削減)
(2009年度) (2010年度)

③労働災害発生件数

商業や介護事業等の第三次産業では腰痛・転倒等の災害が増加していることから、4S活動の推進等の労働災害防止対策について、2011年7月に都道府県労働局に対して指示を行い、対策を強化した。

近年労働災害が増加している陸上貨物運送業については、運転者の勤務実態を踏まえ、過労運転とならない適正な走行管理を指導する等により交通労働災害防止対策を推進してきた。しかし、近年は交通事故による災害に加え、トラックの荷台からの墜落・転落による死傷者が年間約3千人にもものぼり、この数値の抑制が重要となっている。このため、2011年6月に、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について、都道府県労働局あて指示するとともに、荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全設備マニュアルを作成し、このマニュアルを活用して集団指導等を行っている。

東日本大震災の被災地域での復旧・復興工事については、375名が被災し、うち18名の方が死亡している(10月末時点)。復旧・復興工事の安全な実施に当たり、国のリーダーシップのもと、建設業界が個別企業の枠組を超えて協力し、工事の進捗に合わせた対策をすきまなく、強力で推進するため、「震災復旧・復興工事安全推進本部」を建設業界内に設置し、安全衛生管理の体制を強化した。加えて、がれき処理や解体工事の現場に対する安全衛生パトロールを延べ1,015箇所を実施し、災害防止を指導している。また、被災3県に復旧工事の安全衛生対策に関する支援を行う拠点(プラットフォーム)を設置し、専門家による①安全衛生教育への支援、②安全衛生相談、③巡回指導等を実施したほか、アスベストによる健康被害を防止するため、防じんマスクの配布(使い捨て25万枚、フィルター交換式5万個)を行った。

(参考1) 死亡者数は、2011年10月末現在(累計)1,902人で、東日本大震災を直接の原因とするもの(1,057人)を除くと845人であり、前年同期より137人、14.0%減少。

(参考2) 東日本大震災の復旧・復興に関連して10月末までに375名が被災し、うち18人が死亡している。(阪神淡路大震災の復旧・復興に関連した平成7年の死傷者数は944人(うち死亡は40人)。)

④メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

労働政策審議会の建議を踏まえ、労働者のストレスを確認するためのメンタルチェックの実施及びこの結果を基に申出を行った労働者への医師による面接指導の実施の義務付け等を盛り込んだ労働安全衛生法の改正法案を、2011年12月に国会に提出した。

また、事業者に対して労働基準監督署を通じた個別指導、メンタルヘルス対策支援センターによる事業者からの相談への対応や個別事業場に対する訪問支援などを実施した。

⑤受動喫煙のない職場の実現

労働政策審議会の建議を踏まえ、全面禁煙又は空間分煙を義務化(飲食店等において、それらの対策が困難な場合には、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化)することなど受動喫煙防止対策の強化を盛り込んだ労働安全衛生法の改正法案を、2011年12月に国会に提出した。

また、受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、①技術的な相談窓口の開設、②たばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握する機器の貸出、③飲食店等での喫煙室の設置等に関する助成金制度を2011年10月から開始した。

今後の取組み

①年次有給休暇の取得促進及び②長時間労働の抑制

年次有給休暇の取得促進のためには、休暇を取得しやすい職場環境づくりのため、各企業における取得率の目標の設定や、その達成に向けた労使の取組、特に、年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進等について、「労働時間等見直しガイドライン」の周知などを通じて積極的に働きかけていく。

また、長時間労働に従事する労働者の割合を減少させるためには、過重労働による健康障害の防止に向けた取組が重要であることについて意識を高め、働き方・休み方の見直しを促進することとする。

具体的には、働き方・休み方の改善のためのコンサルタントなどを活用し、特にその改善を図る必要がある業種に対し、「労働時間等見直しガイドライン」のさらなる周知・啓発を行うとともに、個別の改善等を助言することにより、恒常的な長時間労働による健康障害への影響に対する認識を醸成し、年次有給休暇の取得促進、長時間労働の抑制に向けた労使の自主的な取組を促進する。

また、助成金制度については、その効果を高めることを目的として、助成対象を年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態が見られる業種等に重点化を図る。

③労働災害発生件数

2012年の労働災害を大きく減少に転じさせるため、全国的に労働災害が増加傾向にある①建築工事業、②陸上貨物運送事業、③小売業、④社会福祉施設を重点指導対象業種に設定し、2012年1月から6月末までの半年間の最優先課題として、積極的に労働災害防止対策等を推進するよう都道府県労働局に指示している。

これを受け、各労働局では、管内の労働災害の発生状況を踏まえ、労働災害が増加傾向にある業種や事故の型への対策を進めるとともに、減少傾向にあっても労働災害の発生件数自体が多い業種や、これまで対策を推進してきたにも関わらず十分な効果が得られていない業種等について分析を行い、対策を見直すこととしている。

震災からの復旧・復興については、今後は復興工事が本格化することにより、近接・密集した工事現場で作業が行われ、労働災害が発生するおそれがあることから、近接して行われる工事の関係者相互の連絡協議を行うための枠組みの構築などを通じて、復興工事に伴う労働災害防止対策に万全を期すこととしている。

全ての労働災害の4分の1を占める機械災害については、プレス機械、工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適正使用に係る労働安全衛生規則を2011年7月に改正したことから、その周知徹底に取り組んでいく。さらに、機械ユーザーが実施するリスクアセスメントの取組を促進するため、機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等を図るために、改正労働安全衛生規則が2012年4月に施行予定であり、その周知に取り組んでいくこととしている。

④メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

労働安全衛生法改正法案の早期成立を図るとともに、引き続き事業者に対して労働基準監督署を通じた個別指導、メンタルヘルス対策支援センターによる事業者からの相談への対応や個別事業場に対する訪問支援などを実施する。

⑤受動喫煙のない職場の実現

労働安全衛生法改正法案の早期成立を図るとともに、受動喫煙防止対策に係る支援事業を活用しつつ、事業場に対する指導・支援、国民のコンセンサス形成のための取組みを実施する。

点検評価部会による評価

・労働災害については、近年減少してきているが、2010年、2011年は増加している。このことは重く受け止めるべき。

8 その他

点検評価部会による評価

・雇用者全体の数が減っている一方で非正規の数が保たれており、非正規労働者の比率があがっている。このような状況において、非正規労働者に特化した指標を作ることも必要ではないか。その際には、賃金や雇用条件の指標が点検評価の指標には入っていないので、政策というよりはマーケットの話であるとは思いますが、雇用の質という観点から議論も必要ではないか。